

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった行政文書を、次の部分を除き、開示すべきである。

- (1) 部隊給食の金額情報のうち、「所要経費の内訳」、「給食支給数」、請求書の内訳欄の「種別」、「数量」、「単価」及び「金額」並びに給食調書の表題部を除く部分
- (2) 警察職員に関する情報のうち、宮城県警察職員にあっては、平成12年5月15日付け本件部分開示変更決定時点までに宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表されていない者の「氏名」及び「印影」、宮城県警察職員以外の警察職員にあっては、上記変更決定時点までに所属機関の職員録又は新聞の人事異動記事で氏名が公表されていない者の「氏名」

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号。以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成8年10月15日に、「県警本部総務室の食糧費支出に関する一切の資料（1995年度）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「警察本部総務室の食糧費に係る支出命令決議書及び支出負担行為兼支出命令決議書（平成7年度）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のすべてを開示しないとの非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成8年10月29日、異議申立人に通知した。
旧条例第9条第4号及び第7号に該当する。

「本件公文書は、開示することによって警察活動の実態が明らかになり、犯

罪の予防，犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持及び警察活動に支障が生ずるおそれがある。」

- 3 その後，実施機関は，異議申立人が本件処分 の取消しを求めて提起した文書開示拒否処分取消訴訟において，本件処分 のうち，「受取人欄」及び「支払方法欄」を開示しないとした部分を除くその余の部分を取り消すとした判決が確定したことに伴い，本件開示請求に対応する行政文書として，「平成7年度宮城県警察本部総務室の食糧費に係る支出命令決議書，支出負担行為兼支出命令決議書，請求書，施行伺，施行確認書」（以下「本件行政文書」という。）を改めて特定した。

その上で，実施機関は，本件処分 を変更し，本件行政文書の一部を除いて開示する部分開示変更決定（以下「本件処分 」という。）を行い，一部について開示をしない理由を次のとおり付して，平成12年5月15日，異議申立人に通知した（なお，旧条例が全部改正され，平成11年7月1日に施行されている情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）の附則における経過措置により，旧条例の規定による公文書の開示をするかどうかの決定は，条例の規定による開示決定等とみなされることから，本件処分 を変更する本件処分 は，条例第6条第1項の規定に基づくものである。）。

条例第8条第4号（平成12年宮城県条例第131号による一部改正以前。以下同じ。）に該当する。

「本件行政文書には，受取人欄及び支払方法欄が記録されており開示することにより，犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがあると認められるため。（仙台地方裁判所判決による）」

- 4 異議申立人は，平成12年6月27日，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により，本件処分 を不服として，実施機関に対し，異議申立てを行った。

- 5 実施機関は，上記文書開示拒否処分取消訴訟の控訴審において，本件処分の「受取人欄」及び「支払方法欄」を開示しないとした部分を取り消すとした

判決が確定したことに伴い、本件処分 を変更し、本件処分 において開示しないとした支出命令決議書、支出負担行為兼支出命令決議書、請求書、施行伺及び施行確認書に記録されている「受取人欄」及び「支払方法欄」を開示することとする部分開示変更決定（以下「本件処分 」という。）を行い、平成13年7月19日、異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分 の取消しを求めるというものである（なお、異議申立人は、本件処分 に対して異議申立てを行ったものであるが、その後実施機関が本件処分 を行い、本件処分 を変更したことから、当審査会においては、本件処分 により変更された本件処分 が審議の対象となる。）。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 警察の不正経理の常態化及び外部監視の必要性について

行政機関の中で警察ほど予算をルーズに運用している組織はないと言われており、警察内部では、不正経理が常態化し、裏金捻出が恒常的に行われてきたのである。警察社会の腐敗や不祥事は、すべて不正経理＝裏金作りに根ざしているが、自己改革を期待することは到底できず、徹底した情報公開を前提とする外部からの監視以外にこれら腐敗や不祥事を解消する方策はない。

(2) 条例第8条第4号の「支障が生ずるおそれ」の解釈について

条例第8条第4号にいう「公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ」がある場合とは、犯罪の予防、捜査などに具体的に影響を及ぼすことが明白であり、かつ、その危険性が極めて高い場合でなければならない。単なる抽象的・類型的なおそれですりすることは許されないものであり、いかなる犯罪の捜査ないし予防のいかなる点にどのような支障が生じるのか、具体的・個別的に立証されないかぎり、同号に該当しないというべきである。

(3) 警察業務の性格について

警察業務の中でも、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものは、刑事訴訟法又は警察官職務執行法で認められた例外的なものに限定されている。また、物理的強制力の行使は、他の行政機関にも認められており、業務の一部が物理的強制力を用いることができることを根拠に警察業務全体が相手方となる者の反発、反感を招きやすいものと断じるのは、論理の飛躍である。

(4) 本件行政文書が条例第 8 条第 4 号に該当しないことについて

イ 捜査に係る懇談会の相手方情報・施行理由

具体的事件についての捜査協力依頼のケースでも、協力者が実際に被害にあった事例はないはずであり、まして、一般的な捜査協力体制構築などに関する会合に出席しただけで、嫌がらせや危害を受けるとは考えがたい。

さらに、懇談の相手方が警察庁その他の行政機関の職員である場合には、職務として捜査に協力し、そのために会合に出席しているのだから、それを知られたとしても、今後の会合への出席をとりやめるようなことをするはずがないし、また、職務上してはならないことである。

ロ 部隊給食に関する情報

(イ) 施行理由

どれだけ具体的な記載があるかにもよるが、「七夕祭りの警備及び交通規制のため」という程度の記載であれば、それが明らかになったからといって、今後の警察活動の推進に支障が生じるとは考えられない。

(ロ) 施行場所・時期情報

施行場所や時期情報を秘匿することが正当化されるのは、具体的な部隊活動の詳細が推知しうる場合（例えば、張り込み場所が給食補給場所として具体的に記載されているような場合）に限られるべきである。

(ハ) 用務情報（件名）

用務情報の秘匿が正当化されるのは、具体的な部隊活動の詳細が推知しうる場合に限られるべきであるが、括弧書きで件名とされていることから、部隊活動の中身を示すものではないことが明らかである。

(二) 金額情報・給食調書

重要な国際会議や暴力団抗争事件の警備活動などの場合、動員された警察官の数が発表され、新聞等により報道されている。重要な警備活動について（現に行われているものについてすら）自ら公表していながら、実際に投入した警察力が明らかとなるからというのは理由にならない。

八 警察職員に関する情報

警察職員又はその家族に対する調査や攻撃の可能性は、危惧感を超えた抽象的危険性として存在することまで否定するものではないが、警察職員が私生活において自らの職業を明らかにすることは、日常茶飯事である。麻薬捜査に具体的に従事する警察官や暴対課に属する警察官のように調査や攻撃の対象となりやすい者は別論として、警察職員であるという情報は相当広範囲に知れ渡ることから、それが知られる不利益はほとんどない。また、警察職員又はその家族に対する調査や攻撃の可能性は、警察職員になる以上覚悟すべきことであり、抽象的危険性があるからといって、それだけで職務に支障を来すほどの不安感を覚えるということとは考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 警察業務の特殊性及びそのことから生じる危険性について

警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有していることから、警察組織や警察職員を敵視する集団等により職員や施設が攻撃された事例が、本県をはじめ、全国的に数多く存在する。また、警察官だけでなく一般職員も捜査体制に組み込まれたり、公共の安全を確保するための諸活動に直接、間接に当たっていることから、相手方となる者からの反発は、警察官同様、一般職員にも存在する。これらの集団等は、警察の施設、装備はもとより、所属を問わず、すべての

職員の配置や家族等の情報をあらゆる手法で把握しようとしている実態がある。

2 警察本部総務室各課の業務内容について

平成7年度当時、警察本部総務室には総務課，会計課，広報課及び情報管理課の四課が置かれていたものである。警察官及び一般職員が配置される総務室各課の業務内容は，一般的な管理業務とは異なり，犯罪捜査等を執行する捜査担当部門が行う警察活動を直接又は側面から支援するほか，場合によっては，犯罪捜査，警備等に直接従事するなど捜査活動等に密接に関連した警察活動を行っているものである。こうしたことから，総務室各課には刑事部や警備部等の経験者も配属されているなど，捜査担当部門との人事異動が行われている。

3 本件行政文書が条例第8条第4号に該当することについて

イ 捜査に係る懇談会に関する情報

(1) 相手方情報

相手方の職及び氏名を開示することにより，相手方や相手方勤務先に対し，警察活動の対象となる者などからの反発による攻撃等のおそれ強いことから，今後の協力体制構築等に支障が生じ，警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。さらに，関係機関との懇談会については，開催した事実や出席者の職，氏名等が明らかになることにより，警察活動の動向が把握されることとなり，捜査妨害や証拠隠滅工作が図られるおそれがある。

(ロ) 施行理由

懇談会の相手方が具体的に記載されていることから，相手方情報と同じ理由により非開示としたものである。

ロ 部隊給食に関する情報

(1) 施行理由

部隊活動の具体的な中身が記載されており，何らかの犯罪行為を企図する人物・団体が警察活動に対する対抗措置を取ることが容易となることから，警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ロ) 施行場所

部隊の給食補給場所が記載されており、何らかの犯罪行為を企図する人物・団体の攻撃が容易となることから、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ハ) 時期情報

当該時期における警察活動の動静等が明らかになり、警察活動の分析が可能となることから、何らかの犯罪行為を企図する人物・団体が実際に行われた警察活動の中身に即した準備、対抗措置等を行う上で極めて有用なものであり、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ニ) 用務情報（件名）

部隊活動の概要が記載されており、当該警察業務の概要が把握されることから、何らかの犯罪行為を企図する人物・団体が実際に行われた警察活動の中身に即した準備、対抗措置等を行う上で極めて有用なものであり、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ホ) 金額情報

警察活動に従事した人員等の概要が割り出され、実際に投入した警察力が明らかとなることから、何らかの犯罪行為を企図する人物・団体が実際に行われた警察活動の中身に即した準備、対抗措置等を行う上で極めて有用なものであり、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ハ) 給食調書

部隊名や部隊毎の隊員数が記載されており、実際に投入した具体的警察力が明らかとなることから、何らかの犯罪行為を企図する人物・団体が実際に行われた警察活動の中身に即した準備、対抗措置等を行う上で極めて有用なものであり、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

八 警察職員に関する情報

宮城県警察においては、職員及びその家族に対するテロ、ゲリラ、脅迫及び嫌がらせを防止するとともに、円滑な警察運営が阻害されないよう、職員の氏名及び担当事務の秘密保持に配慮している。職員の氏名及び担当事務が明らかとなり、警察の組織体制の一端が把握されると、警

察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から、当該職員やその家族までもが調査され、プライバシーが侵害されたり、襲撃及び懐柔工作を受ける可能性も生じ、職員が不安感を覚えざるを得ない事態に至ることが予想されるなど、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、平成7年度の宮城県警察本部総務室の食糧費支出に際して、実施機関及び警察本部総務室の職員が職務上作成し、又は取得した支出命令決議書、支出負担行為兼支出命令決議書、請求書、施行伺及び施行確認書である。本件行政文書に記録されている食糧費の支出は、その目的により、捜査に係る懇談会の開催、部隊給食の調達及び一般的な懇談会の開催又は一般的な給食の調達（及び 以外のもの）に係る各支出に分類することができる。

なお、本件処分 により開示しないこととされ、本件処分 を変更した本件処分 によっても開示されていないもの（以下「本件非開示情報」という。）は、上記 に係る「相手方情報」及び「施行理由」、 に係る「施行理由」、 「施行場所」、 「時期情報」、 「用務情報（件名）」、 「金額情報」及び「給食調書」のほか、 、 及び に係る警部（相当職）以下の職にある警察職員

の「氏名」及び「印影」並びに施行伺起案者の「内線番号」である（各情報の内訳については、別紙1の「本件非開示情報」欄記載のとおりである。）。

3 条例第8条第4号の該当性について

条例第8条第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報」が記録されている行政文書については、実施機関は、行政文書の開示をしないことができると規定している。

条例第8条第4号は、県が、公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

実施機関は、本件非開示情報が条例第8条第4号に該当すると主張しているので、以下この点について検討する。

イ 捜査に係る懇談会に関する情報

(1) 相手方情報

実施機関により捜査に係る懇談会として分類されたものについては、その相手方が警察OB有識者であるものと関係機関の職員であるものの二つに区分できるが、施行理由及び出席者等から判断する限り、いずれも具体的な事件・事案に関するものではなく、一般的な意見交換や情報収集の意味合いを有するに止まるものであると考えられる。

通常、このような懇談会の相手方情報から、具体的な事件・事案との関連性や捜査活動の内容等が明らかになるとは考えられないことから、これらの情報が公開されたとしても、捜査対象者などにより警察活動の動向が把握されたり、捜査妨害や証拠隠滅工作が図られるおそれが生じるとは認められない。まして、本件懇談会の開催時期が平成7年度であり、本件処分 の時点では、既に5年余が経過していたことをも考慮に入れるならば、なおさらそういうおそれはないものと考えら

れる。

さらに、本件懇談会の性格が上記のようなものである限り、その出席者である警察OB有識者の所属、職及び氏名が明らかになったとしても、警察OB有識者が警察に協力的であるとして、本人やその家族が襲撃等されたり、その勤務先に対し、嫌がらせや妨害がなされるおそれや警察OB有識者が今後の協力に消極的になるおそれが生じるとは考えにくいものであり、そうした事態に至る可能性は主観的な危惧のレベルに止まるものと認められることから、相手方情報のうち、警察OB有識者に係るものについては、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

また、警察OB有識者以外の相手方については、警察と業務において関係する機関の職員であり、当該関係機関における職務の遂行として出席しているものであるところ、本件懇談会に出席していた事実が明らかになったとしても、これら関係機関の職員が今後の協力に消極的になるとは考えられないことから、相手方情報のうち、関係機関の職員に係るものについても、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

(ロ) 施行理由

本件施行理由についても、上記(イ)で判断したとおり、具体的な事件・事案との関連性や捜査活動の内容等が明らかになるとは考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

ロ 部隊給食に関する情報

(イ) 施行理由

本件施行理由には、本件部隊給食がどの警察活動に関して調達されたものであるかが記載されているが、当該事実が明らかになったとしても、今後の警察活動に対する対抗措置を取ることが容易になるとは考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

(ロ) 施行場所

本件施行場所からは、部隊の具体的な補給場所が明らかになるものではなく、当該部隊の展開場所や人員規模等が推測されることも考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

(ハ) 時期情報

本件時期情報からは、本件部隊給食がどの警察活動に関して調達されたものが推測されるものであるが、当該事実が判明したとしても、今後の警察活動に対する対抗措置を取ることが容易になるとは考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

(ニ) 用務情報（件名）

本件用務情報についても、本件部隊給食がどの警察活動に関して調達されたものであるかが記載されているが、上記(イ)の施行理由と同様、当該事実が明らかになったとしても、今後の警察活動に対する対抗措置を取ることが容易になるとは考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

(ホ) 金額情報

本件金額情報である所要経費の内訳、給食支給数、請求書の内訳欄の「種別」、「数量」、「単価」及び「金額」からは、当該事案に出動した部隊要員の人員が、人数や数量の記載から直接的に明らかとなり、又は単価や金額等から間接的に推測されることが認められる。

本件部隊活動にどの程度の人員が関与していたのかが明らかになることにより、同種の事案等が発生した場合の部隊の人員規模、ひいては、宮城県警察の動員力が推測され得ることとなる。そうすると、本件金額情報は、犯罪行為を企図する人物・団体等が今後の警察活動に対する対抗措置を取ることが容易にするものであると考えられることから、条例第8条第4号に該当すると認められる。

(ヘ) 給食調書

本件給食調書のうち、表題部には、当該部隊給食がどの警察活動に関して調達されたものであるかが記載されているが、上記(イ)の施行理由及び(ニ)の用務情報と同様、当該事実が明らかになったとしても、今後の警察活動に対する対抗措置を取ることが容易になるとは考えられな

いことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

一方、「合計」という記載以外は開示しないこととされた表中には、警備部隊名、人数及び数量が記録されているものであり、人数及び数量については、上記(ホ)の金額情報と同様、条例第8条第4号に該当すると認められるし、警備部隊名についても、当該部隊の役割分担及びそれに対応する人員が明らかになることから、犯罪行為を企図する人物・団体等が今後の警察活動に対する対抗措置を取ることを容易にするものであると考えられることから、同号に該当すると認められる。

八 警察職員に関する情報

(1) 氏名及び印影

本件非開示情報である警察職員の氏名及び印影は、当該職員の職務内容により、懇談会の開催又は給食の調達の起案者、検収者又は施行確認者の氏名及び印影、懇談会の出席者又は給食の受給者としての宮城県警察職員の氏名及び懇談会の相手方出席者としての警察庁、東北管区警察局又は他都道府県警察の職員の氏名に分類することができる。

ところで、警察業務の中核は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、結果として、相手方となる者の反発、反感を招きやすいものであることは、実施機関の説明にあるとおり、警察職員や施設が襲撃等された事例が、本県でも数多く存在する事実からも理解できるものである。

このような警察業務の実態及びその相手方となる者が暴力団、暴走族や過激派等の警察組織そのものに怨みを持ち、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体等であることを考慮するならば、これらの団体等にとっては、必ずしも特定部門の特定の警察職員を狙って襲撃、妨害等を加える必要はなく、警察職員一般を標的に襲撃、工作等することによっても、その目的を達成できるものと考えられる。そうすると、警察本部総務室各課が、犯罪捜査等に直接的に従事する部門

の活動をもっぱら支援する部門であるからといって、総務室各課の職員が襲撃、工作等の標的にならないとはいえないものである。

そして、警察職員の氏名が明らかになることにより、電話帳や電話会社の電話番号検索サービス等を利用するなどして、当該職員の電話番号や住所が探知され得ること、電話帳に電話番号を掲載しない等の予防措置を講じたとしても、一般に入手可能な電子版住宅地図等により住所の検索が可能となること、さらに、氏名等から住所を割り出すなどの調査を業とする者が存在することなどを考慮するならば、警察職員の氏名及び印影は、警察職員を標的にすることを企図する人物・団体等の襲撃、工作等を容易にする情報であると認められる。

なお、異議申立人は、警察職員及びその家族が社会生活上において職員本人が警察職員である事実を秘匿しておらず、当該事実は相当広範囲に知れ渡っていることから、警察職員の氏名及び印影が開示されることによる不利益はほとんどない旨を主張する。しかしながら、警察職員及びその家族は、社会生活上必要な限られた範囲の相手方に対してのみ当該事実を明らかにしているものと考えられるところ、条例による開示は何人に対しても同様に公開されることから、相手方を問わず不特定多数の者に明らかになるものであり、この点についての異議申立人の主張は採用できない。

一方、宮城県警察においては、警部（相当職）以上の職にある者の氏名が、警察本部から各報道機関への情報提供に基づき、新聞の人事異動記事に掲載され、広く公表されていることが認められる。本件行政文書に記録されている警察職員の氏名及び印影のうち、警視（相当職）以上の職にある者のものは、その氏名が宮城県職員録に掲載されていることを理由に開示されているが、警部（相当職）の職にある者の氏名についても新聞の人事異動記事で公表されていることから、当該職員が警察職員である事実は既に明らかにされており、これらの職員の氏名及び印影を開示することにより、公共安全と秩序の維持に

新たな支障が生じるおそれがあるとは認められない。

上記のことを前提として、まず、懇談会の開催又は給食の調達の起案者、検収者又は施行確認者、懇談会の出席者又は給食の受給者としての宮城県警察職員の「氏名」及び「印影」について条例第8条第4号該当性を判断すると、これらの「氏名」及び「印影」のうち、警部（相当職）の職にある者については、同号に該当するとは認められないが、警部補（相当職）以下の職にある者については、その氏名又は印影が公開されることにより、当該職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれが新たに生じるものと考えられることから、同号に該当すると認められる。

次に、懇談会の相手方出席者としての警察庁、東北管区警察局又は他都道府県警察の職員の氏名について、それぞれの所属機関の職員録又は新聞の人事異動記事で氏名が公表された者については、条例第8条第4号に該当するとは認められないが、それ以外の者については、同号に該当すると認められるものであり、その理由については、宮城県警察職員の氏名及び印影についての判断と同様である。

ただし、本件行政文書に記録されている警察職員の職については、平成7年度のものであるところ、当時、職員録又は新聞の人事異動記事で氏名が公表されない職にあった者のうち、その後の人事異動で昇進したこと等により、本件処分が行われた平成12年5月15日時点までに氏名が公表された者がいると考えられる。これらの者についても警察職員である事実が既に明らかにされていることから、その氏名及び印影は、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

(ロ) 施行伺起案者の内線番号

施行伺起案者の「内線番号」について、当該内線番号から起案者である警察職員の氏名が判明するとは考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件非開示情報について、部隊給食の金額情報のうち、「所要経費の内訳」、「給食支給数」、請求書の内訳欄の「種別」、「数量」、「単価」及び「金額」並びに給食調書の表題部を除く部分、警察職員に関する情報のうち、宮城県警察職員にあっては、平成12年5月15日付け本件部分開示変更決定時点までに宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表されていない者の「氏名」及び「印影」、宮城県警察職員以外の警察職員にあっては、上記変更決定時点までに所属機関の職員録又は新聞の人事異動記事で氏名が公表されていない者の「氏名」について、条例第8条第4号に該当するとして、開示しないとしたことは、妥当である。

しかし、実施機関が、本件非開示情報のうち、その余の情報について、条例第8条第4号に該当するとして、開示しないと決定したことは妥当でない（別紙1の「審査会の判断」欄参照）。

5 附帯意見

当審査会は、条例第8条第4号の「公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報」が、国、地方公共団体を通じて最も基本的かつ重要な責務の一つである住民の生命、財産の保護に関するものであるという点で、同号の保護しようとする法益が侵害された場合の社会に及ぼす影響が重大であること、一方、同号は、条例の原則公開に対する例外規定であるから、合理的理由のある必要最小限の場合についてのみ適用すべきであることの二点を念頭に置いて、慎重に審議を重ねたものである。

その結果として、警察職員の氏名及び印影については、警察業務の実態及びその対象となる者の特殊性や、警察職員の氏名等が明らかになった場合に当該職員の住所等が探知される可能性が高いことなどを斟酌すると、宮城県職員録や新聞の人事異動記事で氏名が公表されている者は別として、氏名が公表されていない警察職員の氏名等が公開された場合、当該職員や家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃・工作等の被害を受ける可能性が、単なる観念的・抽象的な危惧感を越えた条例第8条第4号所定の「おそれ」に該当するとの判断を行ったものである。

しかしながら、県民の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維

持するという県民生活の根幹に関わる任務を遂行する上で県民からの信頼及び協力が不可欠である宮城県警察及びその予算執行権限を有する実施機関においては、食糧費の支出手続に直接従事した起案者、検収者及び施行確認者の氏名等については、県民に対する説明責任を果たすため、さらには、食糧費の支出が適正に執行されることを担保するため、当該起案者等が氏名を公表されていない者である場合であっても、しかるべき予防措置を講じるなどした上で自主的に開示すべき情報であると考えらるものである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

区 分	本 件 非 開 示 情 報			審査会の判断	
捜査に係る 懇談会 に関する情報	相手方情報 (警察OB 有識者)	所属		開 示	
		職		開 示	
		氏名		開 示	
	相手方情報 (関係機関 の職員)	所属		開 示	
		職		開 示	
		氏名		開 示	
	施行理由			開 示	
部隊給食 に関する情報	施行理由			開 示	
	施行場所			開 示	
	時期情報	起案年月日のうち月日		開 示	
		施行年月日のうち月日		開 示	
		検収年月日のうち月日		開 示	
		施行確認年月日のうち月日		開 示	
	用務情報(件名)			開 示	
	金額情報	所要経費の内訳			非 開 示
		給食支給数			非 開 示
		請求書の 内訳欄	種別		非 開 示
			規格, 品質(空欄)		開 示
			単位(空欄)		開 示
			数量		非 開 示
			単価		非 開 示
	金額			非 開 示	
給食調書(表題部)			開 示		
給食調書(表題部以外)			非 開 示		
警察職員に 関する情報	起案者	氏名	警部(相当職)	開 示	
			警部補(相当職)以下	非 開 示	
	印影	印影	警部(相当職)	開 示	
			警部補(相当職)以下	非 開 示	
	内線番号	内線番号	警部(相当職)	開 示	
			警部補(相当職)以下	開 示	

区 分	本 件 非 開 示 情 報			審査会の判断
警察職員に関する情報	検収者	氏名	警部（相当職）	開 示
			警部補（相当職）以下	非 開 示
		印影	警部（相当職）	開 示
			警部補（相当職）以下	非 開 示
	施行確認者	氏名	警部（相当職）	開 示
			警部補（相当職）以下	非 開 示
		印影	警部（相当職）	開 示
	施行伺決裁欄印影	警部（相当職）	開 示	
		警部補（相当職）以下	非 開 示	
	時間外勤務夜食 受給者の氏名	警部（相当職）	開 示	
		警部補（相当職）以下	非 開 示	
	警察音楽隊演奏会 出席者の氏名	警部（相当職）	開 示	
		警部補（相当職）以下	非 開 示	
	文教警察委員会県内・ 県外調査に伴う懇談会 の出席者氏名	警部（相当職）	開 示	
	警察施設用地取得関係 機関会議に伴う懇談会 の出席者氏名	警部（相当職）	開 示	
		警部補（相当職）以下	非 開 示	
	報道機関との懇談会 の出席者氏名	警部（相当職）	開 示	
	地域住民との広聴会 の出席者氏名	警部（相当職）	開 示	
		警部補（相当職）以下	非 開 示	
	出納監査 事務検討 会・事務 指導に伴 う懇談会 の出席者 氏名	宮城県 警察職員	警部（相当職）	開 示
警部補（相当職）以下			非 開 示	
宮城県 警察職員 以外		氏名が公表されている者	開 示	
		氏名が公表されていない者	非 開 示	

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12 . 9 . 20	諮問を受けた。(諮問第92号)
13 . 4 . 17 (第148回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 5 . 15 (第149回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 6 . 19 (第150回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 7 . 10 (第151回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 7 . 25 (第152回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
13 . 8 . 22 (第153回審査会)	実施機関(出納局会計課及び警察本部)から非開示理由等を聴取した。
13 . 9 . 18 (第154回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 10 . 15 (第155回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 11 . 13 (第156回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 12 . 11 (第157回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 9 (第158回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 22 (第159回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 2 . 15 (第160回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 11 (第161回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 27 (第162回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本岡愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成14年4月22日現在)